

2011年12月2日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家工商行政管理総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第203号)

国家工商行政管理総局、 デット・エクイティ・スワップに係る規定を公布

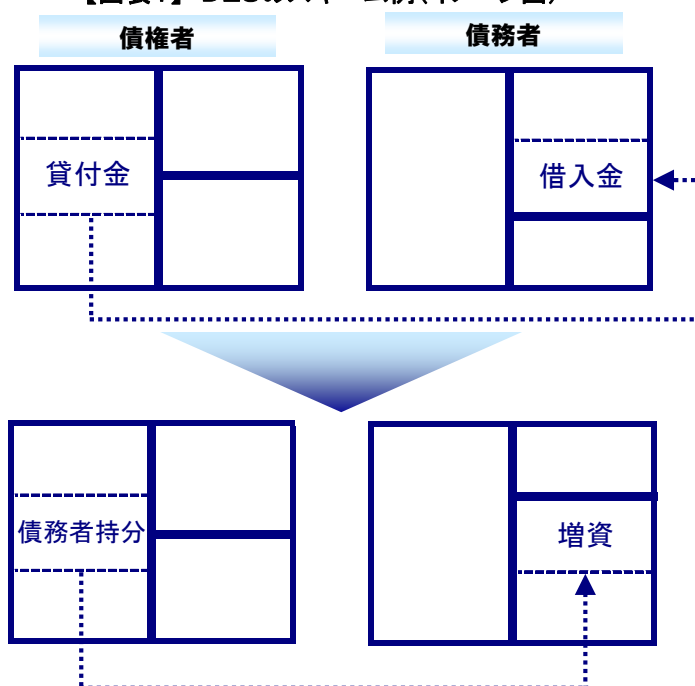
平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家工商行政管理総局は2011年11月23日付で、『会社の債権持分化に係る登記管理弁法』（国家工商行政管理総局令第57号、以下、『57号弁法』という）を公布しました。『57号弁法』は企業のデット・エクイティ・スワップ（Debt Equity Swap、以下、「DES」という）と呼ばれる方法を利用した増資手続きにつき、工商行政管理部門での登記方法などについて規定したもので、**2012年1月1日より施行**されます。DESに関し、国家工商行政管理総局は今年8月、公式ホームページ上に『会社の債権持分化に係る登記管理弁法（意見募集草案）』（以下、『意見募集草案』という）を公表し、パブリックコメントを募集していました。『57号弁法』は関連部門などから寄せられた意見をもとに、DESに係る手続きについて正式に規定したものです。

DESは、債権者側にとっては、債権者が債務者に対して保有する債権を債務者の持分に転換すること、債務者側にとっては、債権者に対する債務を資本金に振り替えることをいい、主に事業再生時の債務超過解消手段として利用されています（図表1参照）。

国家工商行政管理総局の発表によると、『7号弁法』が制定された目的にも「企業の債務負担軽減や資金難解消、企業の再建計画支援」などが挙げられており、国際的な金融危機の影響により、一部企業が経営難に喘いでいるなか、債務再編の一種であるDESを認めることにより、企業の再生支援を図る中国当局の狙いがあるのではないかと考えられます¹。

【図表1】DESのスキーム例（イメージ図）



¹ 国家工商行政管理総局公式HPでの説明。 http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xxb/201111/t20111124_121096.html

また中国・国務院は2010年8月、自動車・鉄鋼・セメント・機械製造・電解アルミニウム・レアアースの6業種を重点産業に指定して企業再編を促進する方針を発表²。『57号弁法』の公布も、こうした企業再編における出資手段の多様化を図り、企業の資金ニーズを解決するための施策であるとも説明しています。

従来、DESのような現物出資に関連する出資手続については、2006年に改訂・施行された『会社法』第27条において「実物、知的財産権、土地使用権等の、通貨によって価額が評価でき、かつ法に基づき譲渡できる非通貨財産を用いて出資することができる」と規定されており、登録資本金の70%以内であれば、通貨によって価額評価が可能な「非通貨財産」による出資が認められていました。

『会社法』

第27条 出資者は、通貨を用いて出資ことができ、また、現物、知識財産権、土地使用権等の、通貨によって価額を評価でき、かつ法に基づき譲渡できる非通貨財産を用いて出資することができる。ただし、法律、行政法規が出資とすることができないと規定している財産は除く。

出資とする非通貨財産は、評価により価額を決定し、財産を確認しなければならず、高く、または低く評価して価額を決定してはならない。法律、行政法規に評価による価額決定に関して規定がある場合、その規定に従う。

出資者全体の通貨出資額は、有限責任会社の登録資本金の30%を下回ってはならない。

一方、改訂版『会社法』の施行にあわせて改訂・施行された『会社登記管理条例』第14条では、「株主が通貨、実物、知的財産権、土地使用権以外のその他の財産により出資する場合、その登記方法は国家工商行政管理総局が国務院関連部門と共同で規定する」とし、さらに『会社登録資本登記管理规定』（国家工商行政管理総局令第22号）第8条においても同様の規定が存在し、現物出資に対して一定の制約が加えられており、また債権などを利用した現物出資に関しては関連する規定が限られていたため、DESに関しては、これまで、法規制上、明確さに欠けていました。

『会社登記管理条例』

第14条 株主の出資方式は『会社法』第27条の規定に合致していなければならない。株主が通貨、実物、知的財産権、土地使用権以外のその他の財産により出資する場合、その登記方法は国家工商行政管理総局が国務院関連部門と共同で規定する。

株主は労務、信用、自然人の氏名、のれん、フランチャイズ経営権または担保が設定された財産等により価額を決定して出資してはならない。

『会社登録資本登記管理规定』

第8条 通貨を用いて出資ことができ、また、現物、知識財産権、土地使用権等の、通貨によって価額を評価でき、かつ法に基づき譲渡できる非通貨財産を用いて出資することができる。

株主または発起人が通貨、実物、知的財産権、土地使用権以外のその他の財産により出資する場合、国家工商行政管理総局が国務院関連部門と共同で制定した関連規定に合致しなければならない。

² 『企業の合併・再編を促進することに関する意見』（国発[2010]27号）。なお同意見を受け、国家工商行政管理総局は今年11月、『会社の合併・分割に係る登記を遂行し企業の合併・再編を支援することに関する意見』（工商企字[2011]226号）を公布している。

この度、国家工商行政管理総局から『57号弁法』が公布されたことにより、工商行政管理部門における登記手続の明確化が図られ、DESの実行可能性が格段に向上したことになります。

『57号弁法』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ DESの定義・適用範囲

『57号弁法』第2条ではDESにつき、「債権者が法に基づき保有する中国国内に設立された有限責任会社または株式有限会社の債権を会社持分に転換し、会社の登録資本を増加させる行為のことを指す」と定義。

DESの適用範囲については、第3条で以下のように規定しています。

『57号弁法』

- 第3条** 債権持分化に係る登記管理が、以下の状況のいずれかに該当する場合、本弁法を適用する。
- (1) 会社経営において債権者が会社との間に発生した契約に係る債権を会社持分に転換し、債権者がすでに債権に対応する契約義務を履行し、かつ法律・行政法規・国务院の決定または会社定款の禁止性規定に違反していない場合。
 - (2) 人民法院の発効した裁判において確認された債権を会社持分に転換する場合。
 - (3) 会社の破産・再建または和解期間に、人民法院による承認を受けた再建計画または認可する旨の裁定を受けた和解協議書に記載されている債権を会社持分に転換する場合。

またDESに関して関連当局の承認が必要であると規定している場合は、法に基づき承認を受ける必要があります(『57号弁法』第5条)。

□ DESによる出資比率

DESに係る出資比率について、『57号弁法』第6条では、「債権持分化による価額評価を受けた出資金額とその他の非通貨財産による価額評価を受けた出資金額との合計は会社の登録資本の70%を超えてはならない」と規定し、前述の『会社法』第27条やその他の関連規定との整合性を図っています。

□ 資産評価、出資払込検査

『57号弁法』第7条では、「持分への転換に使用する債権は、法に基づき設立された資産評価機関の評価を受けなければならない」と規定し、DESを実施する際に、関係する債権に対して資産評価会社の評価を義務付け。また第8条では、他の出資方法と同様、DESによる出資においても、会計士事務所での出資払込検査証明が必要であると規定し、出資払込検査証明に以下の内容を盛り込むように要求しています。

【DESに係る出資払込検査証明の内容】

- **債権の基本状況**: 債権の発生日・原因、契約当事者の姓名または名称、契約目的対象物、債権者の対応する義務に係る履行状況。
- **債権の評価状況**: 評価機関の名称、評価報告書の文書番号、評価基準日、評価値。
- **債権持分化の完成状況**: 締結済みの債権持分化に係る協議書、債権者による会社の対応する債務の免除、会社の関連する会計処理。
- 債権持分化が法に基づき承認を受ける必要がある場合、その承認に係る状況。

□ DESに係る申請手続

DESを実施する場合、債務者側の会社（以下、「会社」という）は、法に基づき会社登記機関に対して登録資本および払込済資本金の変更登記に係る申請手続を行う必要があり、会社のその他の登記事項の変更に関係する場合は一括して変更登記の申請手続を行わなければなりません（『57号弁法』第9条）。

また、会社が変更登記を申請する場合、『会社登記管理条例』および国家工商行政管理総局の関連規定に基づいた手続を履行するほかに、『57号弁法』第10条に基づいた資料も提出する必要があります。

『会社登記管理条例』

第27条 会社が変更登記を申請する場合、会社登記機関に以下の文書を提出しなければならない。

- (1) 会社の法定代表人が署名した変更登記申請書。
- (2) 『会社法』に基づき作成した変更決議または決定。
- (3) 国家工商行政管理総局が提出を要求するように規定するその他の文書。

会社の変更登記事項が会社定款の改訂に関係する場合、会社の法定代表人が署名した改訂後の会社定款または会社定款修正案を提出しなければならない。

変更登記事項が法律、行政法規または国务院の決定において、登記前に承認を受ける必要があると規定している場合、さらに会社登記機関に関連する承認文書も提出しなければならない。

『57号弁法』

第10条 会社は変更登記を申請する場合、『会社登記管理条例』および国家工商行政管理総局の企業登記の提出資料に係る規定を執行するほかに、さらにそれぞれ以下の資料も提出しなければならない。

- (1) 本弁法第3条第1項に定める状況に該当する場合、債権者と会社が署名した債権持分化に係る誓約書を提出し、双方は持分への転換に使用する債権が当該規定に合致していることについて誓約すること。
- (2) 本弁法第3条第2項に定める状況に該当する場合、人民法院の裁判文書を提出すること。
- (3) 本弁法第3条第3項に定める状況に該当する場合、人民法院による承認を受けた再建計画または認可する旨の裁定を受けた和解協議書を提出すること。

会社が提出する株主（総）会決議は、債権による価額評価を受けた出資金額を確認し、かつ『会社法』および会社定款の規定に合致していなければならない。

□ 外商投資企業への適用可否

従来、外商投資企業によるDESにつき、国家外貨管理局は2003年に公布した『外商直接投資に係る外貨管理業務を改善することに関する問題についての通達』（匯発[2003]30号、以下、『30号通達』という）第3条第3項において、外商投資企業の外国側投資家が、外貨管理局において登記済の対外債務を利用して増資を行うことを認めていました。

また上海市などの一部地域では、外商投資企業に係るDESについて専門規定を制定。上海市工商行政管理局・上海市商務委員会は2009年11月、『上海市外商投資企業の債権持分化に関わる審査・承認登記試行弁法』（滬工商外[2009]398号、以下、『398号弁法』という）を公布し、上海市に設立された外商投資企業の

外国側出資者が、投資先の外商投資企業に対して保有している合法的な外貨現金の債権（投資先の外商投資企業にとっては外貨管理局で登記済みの対外債務）を利用してDESを実施する際の申請手続について規定しました（関係当局での申請手続については図表2参照）。

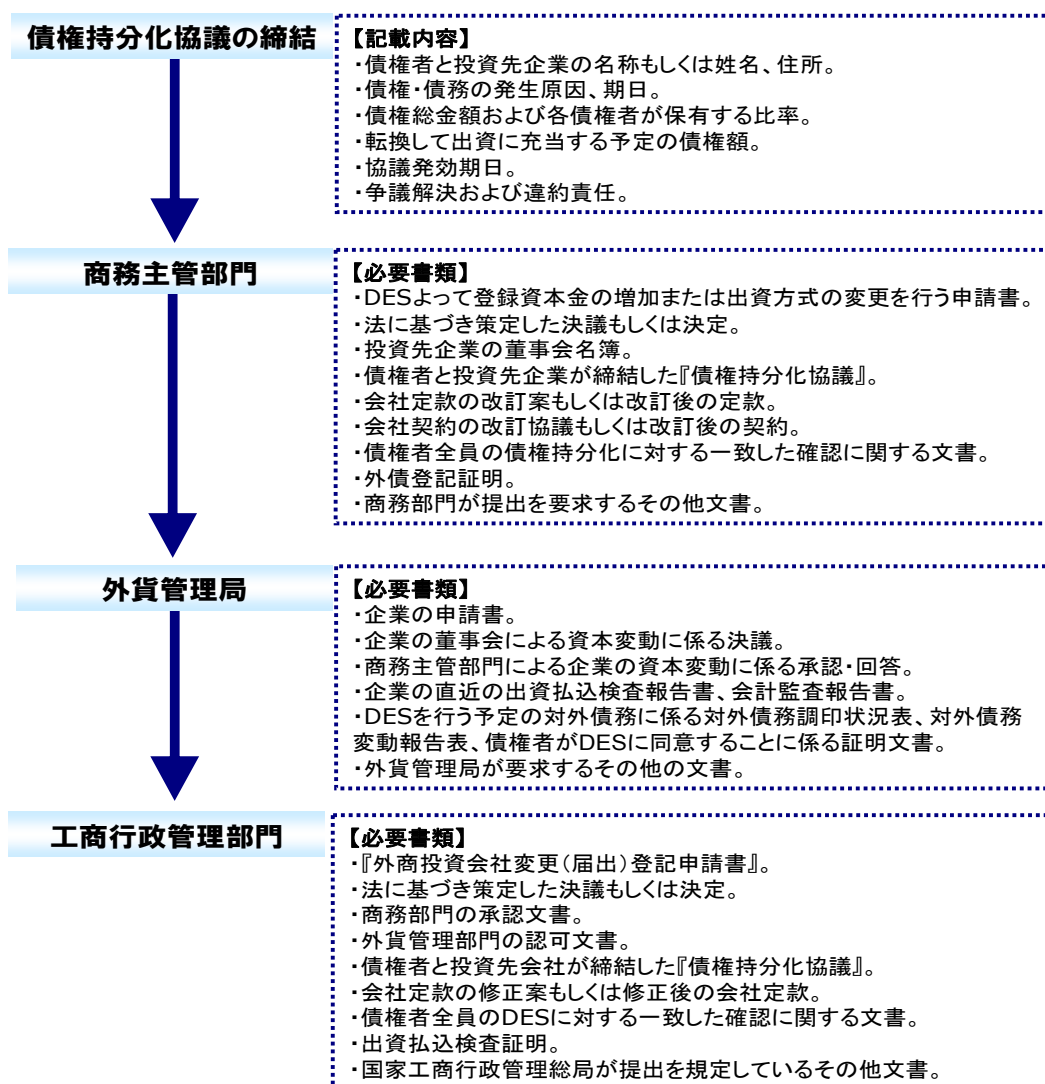
『外商直接投資に係る外貨管理業務を改善することに関する問題についての通達』

3. 外国投資家は自由兌換可能な通貨、輸入設備およびその他の物資、無形資産、人民元利益等の方式によって出資できる以外に、外貨管理局の認可を受けることにより、以下の方式によって外商投資企業に対する出資を行うことができる。

- (1) 外商投資企業の発展基金、準備基金（または資本準備金、利益準備金）等を企業の増資資本とすること。
- (2) 外商投資企業の未処分利益、未払配当金およびそれに係る未払利息等を企業の増資資本とすること。
- (3) 外商投資企業の外国側による登記済対外債務の元本、当期利息を企業の増資資本とすること。
- (4) 外国側投資家が、その投資先外商投資企業から、投資先行回収、清算、持分譲渡、減資等の所得によって得た財産を利用して国内で再投資すること。

外国投資家が上述の方式によって出資を行う場合、外貨管理局は、それが提出した資料に間違いがないことを審査・確認した後、相応する資本項目外貨業務認可証を発行する。銀行はそれに基づき関連する国内振替業務手続を行い、企業はそれに基づき出資払込照会および外資外貨登記手続を行う。

【図表2】上海市の外商投資企業によるDESに係る関係当局での審査フロー（例）



（『30号通達』、『398号弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

こうした外商投資企業に関するDESにつき、今年8月に公表された『意見募集草案』では、外国投資家が外商投資企業に対して保有している債権（外商投資企業にとっての対外債務）を外商投資企業の持分に転換するケースにつき、当該債権が外貨管理局において登記済みでなければならず、またDESを実行する際には、外商投資の主管部門である商務主管部門の審査・承認が必要である旨、規定していました。

【図表3】外商投資企業に係る条項の変更点

『意見募集草案』	『57号弁法』
第5条 【報告・承認】 法律、行政法規または国务院の決定において、債権持分化について承認が必要であると規定している場合、法に基づき承認を受けなければならない。 <u>債権者が外商投資に係る会社の債権を持分に転換する場合、または国外債権者が国家外貨管理局において法に基づき登記された会社に対する対外債務を会社持分に転換する場合、関連する外商投資に係る法律、行政法規、規則および本弁法の規定を遵守し、かつ審査・承認部門の承認を受けなければならない。</u>	第5条 法律、行政法規または国务院の決定において、債権持分化について承認が必要であると規定している場合、法に基づき承認を受けなければならない。 外商投資企業に関する条項を削除

ところが、この度公布された『57号弁法』では、外商投資企業による対外債務を利用したDESに係る条項が削除されているため（図表3参照）、外商投資企業に係るDESについては、関連当局による説明を待つ必要があります。

またDESに係る手続は、工商行政管理部門のほか、外貨管理、税務関係部門とも関わってくるため、実際にDESを実施する場合には、関係当局の意向を適格に把握し、慎重に実務を進める必要があります。

『57号弁法』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳（仮訳）、および11ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

**国家工商行政管理総局令
第57号**

『会社の債権持分化に係る登記管理弁法』は中華人民共和国国家工商行政管理総局局務会の審議を通過したため、ここに公布する。2012年1月1日より施行する。

局長 周伯華

2011年11月23日

『会社の債権持分化に係る登記管理弁法』

- 第1条** 会社の債権持分化に係る登記管理を規範化するため、『会社法』、『会社登記管理条例』等の法律、行政法规の規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 本弁法における債権持分化とは、債権者が法に基づき保有する中国国内に設立された有限責任会社または株式有限会社（以下、「会社」と総称する）の債権を会社持分に転換し、会社の登録資本を増加させる行為のことを指す。
- 第3条** 債権持分化に係る登記管理が、以下の状況のいずれかに該当する場合、本弁法を適用する。
- （1） 会社経営において債権者が会社との間に発生した契約に係る債権を会社持分に転換し、債権者がすでに債権に対応する契約義務を履行し、かつ法律・行政法规・国务院の決定または会社定款の禁止性規定に違反していない場合。
 - （2） 人民法院の発効した裁判において確認された債権を会社持分に転換する場合。
 - （3） 会社の破産・再建または和解期間に、人民法院による承認を受けた再建計画または認可する旨の裁定を受けた和解協議書に記載されている債権を会社持分に転換する場合。
- 第4条** 持分への転換に使用する債権に、2名以上の債権者が存在する場合、債権者は債権に対してすでに分割されていなければならない。
- 第5条** 法律、行政法规または国务院の決定において、債権持分化について承認が必要であると規定している場合、法に基づき承認を受けなければならない。

第6条 債権持分化による価額評価を受けた出資金額とその他の非通貨財産による価額評価を受けた出資金額との合計は会社の登録資本の70%を超えてはならない。

第7条 持分への転換に使用する債権は、法に基づき設立された資産評価機関の評価を受けなければならない。

債権持分化による価額評価を受けた出資金額は当該債権の評価値を超えてはならない。

第8条 債権を持分に転換する場合、法に基づき設立された出資払込検査機関による出資払込検査を受け、かつ出資払込検査証明を発行しなければならない。

出資払込検査証明には以下の内容を含まなければならない：

- (1) 債権の基本状況、これには債権の発生日および原因、契約当事者の姓名または名称、契約目的の対象物、債権者の対応する義務に係る履行状況が含まれる。
- (2) 債権の評価状況、これには評価機関の名称、評価報告書の文書番号、評価基準日、評価値が含まれる。
- (3) 債権持分化の完成状況、これには締結済みの債権持分化に係る協議書、債権者による会社の対応する債務の免除、会社の関連する会計処理が含まれる。
- (4) 債権持分化が法に基づき承認を受ける必要がある場合、その承認に係る状況。

第9条 債権を持分に転換する場合、会社は法に基づき会社登記機関に対して登録資本金および払込済資本金の変更登記に係る申請手続を行わなければならない。会社のその他の登記事項の変更に関係する場合、会社は一括して変更登記の申請手続を行わなければならない。

第10条 会社は変更登記を申請する場合、『会社登記管理条例』および国家工商行政管理総局の企業登記の提出資料に係る規定を執行するほかに、さらにそれぞれ以下の資料も提出しなければならない。

- (1) 本弁法第3条第1項に定める状況に該当する場合、債権者と会社が署名した債権持分化に係る誓約書を提出し、双方は持分への転換に使用する債権が当該規定に合致していることについて誓約すること。
- (2) 本弁法第3条第2項に定める状況に該当する場合、人民法院の裁判文書を提出すること。
- (3) 本弁法第3条第3項に定める状況に該当する場合、人民法院による承認を受けた再建計画また

は認可する旨の裁定を受けた和解協議書を提出すること。

会社が提出する株主（総）会決議は、債権による価額評価を受けた出資金額を確認し、かつ『会社法』および会社定款の規定に合致していなければならない。

第11条 会社登記機関は債権持分化に対応する出資の出資方式につき、「債権持分化による出資」と登記しなければならない。

第12条 会社登記機関およびその業務人員による債権持分化に係る登記手続が法律・法規の規定に違反した場合、直接責任を負う主管人員およびその他の責任人員に対して、関連する規定に基づき責任を追及する。

第13条 債権者、会社および評価、出資払込検査を担当する機関が『会社法』、『会社登記管理条例』および本弁法の規定に違反した場合、会社登記機関は『会社法』、『会社登記管理条例』等の関連規定に基づき処罰する。

第14条 債権持分化に係る会社登記情報は、会社登記機関が法に基づき、これを公開する。

第15条 以下の違法行為に係る行政処罰結果につき、会社登記機関はこれを公示する。

(1) 債権者、会社の債権持分化登記に係る違法行為

(2) 評価、出資払込検査を担当する機関の債権持分化登記に係る違法行為。

前項の行政処罰を受けた評価、出資払込検査を担当する機関のリストは、会社登記機関はこれを公示する。

第16条 債権持分化の違法行為に関係する債権者、会社および出資払込検査、評価を担当する機関等に対して、工商行政管理機関は遅滞なくこれを記録し、企業信用分類監督管理を実施しなければならない。

第17条 本弁法に定める事項につき、法律、行政法規または国务院の決定に別途規定がある場合、その規定に従う。

第18条 非会社企業法人の会社への組織変更に伴う変更登記手続が、債権の持分への転換に関係する場合、本弁法を参照して執行する。国有資産管理に関係する場合、関連規定に基づき取り扱う。

第19条 本弁法は2012年1月1日より実施する。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 佐藤直昭 】

国家工商行政管理总局令
第 57 号

《公司债权转股权登记管理办法》已经中华人民共和国国家工商行政管理总局局务会审议通过，现予公布，自 2012 年 1 月 1 日起施行。

局长 周伯华

二〇一一年十一月二十三日

《公司债权转股权登记管理办法》

- 第一条** 为规范公司债权转股权登记管理，根据《公司法》、《公司登记管理条例》等法律、行政法规的规定，制定本办法。
- 第二条** 本办法所称债权转股权，是指债权人以其依法享有的对在中国境内设立的有限责任公司或者股份有限公司（以下统称公司）的债权，转为公司股权，增加公司注册资本的行为。
- 第三条** 债权转股权的登记管理，属于下列情形之一的，适用本办法：
- （一）公司经营中债权人与公司之间产生的合同之债转为公司股权，债权人已经履行债权所对应的合同义务，且不违反法律、行政法规、国务院决定或者公司章程的禁止性规定；
 - （二）人民法院生效裁判确认的债权转为公司股权；
 - （三）公司破产重整或者和解期间，列入经人民法院批准的重整计划或者裁定认可的和解协议的债权转为公司股权。
- 第四条** 用以转为股权的债权有两个以上债权人的，债权人对债权应当已经作出分割。
- 第五条** 法律、行政法规或者国务院决定规定债权转股权须经批准的，应当依法经过批准。
- 第六条** 债权转股权作价出资金额与其他非货币财产作价出资金额之和，不得高于公司注册资本的百分之七十。

第七条 用以转为股权的债权，应当经依法设立的资产评估机构评估。

债权转股权的作价出资金额不得高于该债权的评估值。

第八条 债权转股权应当经依法设立的验资机构验资并出具验资证明。

验资证明应当包括下列内容：

- （一） 债权的基本情况，包括债权发生时间及原因、合同当事人姓名或者名称、合同标的、债权对应义务的履行情况；
- （二） 债权的评估情况，包括评估机构的名称、评估报告的文号、评估基准日、评估值；
- （三） 债权转股权的完成情况，包括已签订债权转股权协议、债权人免除公司对应债务、公司相关会计处理；
- （四） 债权转股权依法须报经批准的，其批准的情况。

第九条 债权转为股权的，公司应当依法向公司登记机关申请办理注册资本和实收资本变更登记。涉及公司其他登记事项变更的，公司应当一并申请办理变更登记。

第十条 公司申请变更登记，除按照《公司登记管理条例》和国家工商行政管理总局有关企业登记提交材料的规定执行外，还应当分别提交以下材料：

- （一） 属于本办法第三条第（一）项规定情形的，提交债权人和公司签署的债权转股权承诺书，双方应当对用以转为股权的债权符合该项规定作出承诺；
- （二） 属于本办法第三条第（二）项规定情形的，提交人民法院的裁判文书；
- （三） 属于本办法第三条第（三）项规定情形的，提交经人民法院批准的重整计划或者裁定认可的和解协议。

公司提交的股东（大）会决议应当确认债权作价出资金额并符合《公司法》和公司章程的规定。

第十一条 公司登记机关应当将债权转股权对应出资的出资方式登记为“债权转股权出资”。

第十二条 公司登记机关及其工作人员办理债权转股权登记违反法律法规规定的，对直接负责的主管人员和其他责任人员，依照有关规定追究责任。

第十三条 债权人、公司以及承担评估、验资的机构违反《公司法》、《公司登记管理条例》以及本办法规定的，公司登记机关依照《公司法》、《公司登记管理条例》等有关规定处罚。

第十四条 债权转股权的公司登记信息，公司登记机关依法予以公开。

第十五条 对下列违法行为的行政处罚结果，公司登记机关应当向社会公开：

- （一） 债权人、公司债权转股权登记的违法行为；
- （二） 承担评估、验资的机构因债权转股权登记的违法行为。

前款受到行政处罚的承担评估、验资的机构名单，公司登记机关予以公示。

第十六条 对涉及债权转股权违法行为的债权人、公司以及承担验资、评估的机构等，工商行政管理机关应当及时予以记录，实施企业信用分类监管。

第十七条 本办法规定事项，法律、行政法规或者国务院决定另有规定的，从其规定。

第十八条 非公司企业法人改制为公司办理变更登记，涉及债权转为股权的，参照本办法执行。涉及国有资产管理的，按照有关规定办理。

第十九条 本办法自 2012 年 1 月 1 日起实施。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。